2020年6月30日

東日本電信電話株式会社西日本電信電話株式会社

質問①【提供サービスと接続料】

① − 1 ユーザ料金設定やサービス維持の観点から接続料支出はどうあることが望ましいか伺いたい。(固定・携帯別)

回答①

- ・アプリ等による代替やSNSによる新たなコミュニケ―ション形態の創出等により縮小が進んでいる音声サービスを維持するために、双方向接続においては、適正な原価(資本コスト含む)に基づき算定された着信接続料をお互いに適用し合うことで、業界全体で音声サービスの提供に要するコストを最小化していくことが必要であり、そのためには過度な利潤の上乗せなどが生じないようにしていくべきと考えます。
- ・その際、音声接続料については原則非規制が望ましいものの、着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因し、過度な利潤の上乗せ、非効率の放置等により着信接続料の高止まりが続くことにより、サービス維持や利用者利便の確保が困難になるおそれがあることから、着信接続料について全事業者を対象とした一定のルールが必要と考えます。

質問①【提供サービスと接続料】

• ① - 2 定額制プランの柔軟化等のサービス内容改善によって、需要は増加あるいは減少抑制し得るか伺いたい。

回答①

- ・一般的に、定額制プランにおいてはユーザは利用量を気にすることなく通信を利用できるため、需要は増加するものと想定されます。
- ・一方で、すでに音声サービスはアプリ等による代替やSNSによる新たなコミュニケ―ション形態の創出等により縮小が進んでおり、サービス提供における課題は、維持のための効率化にシフトしている状況にあることを踏まえれば、音声サービスにおける定額制プランによる需要喚起の効果は限定的であると考えられます。また、その効果はその料金水準や他サービスの提供状況等によっても左右されるものであり、音声の全体的な需要の増減に影響を及ぼしうるとは一概に言えないと考えます。

質問②【事業者間協議と接続料】

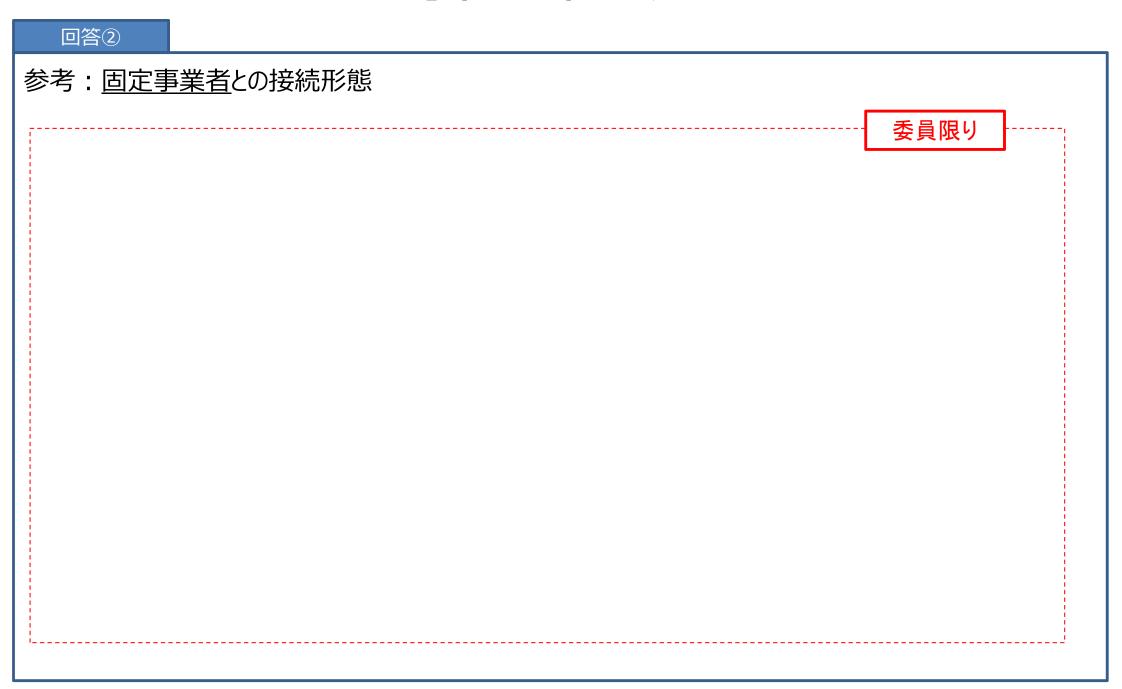
② - 1 特に固定電話・携帯電話間において、トラヒックバランスと接続料収支のバランスが異なることついてどう考えるか伺いたい。

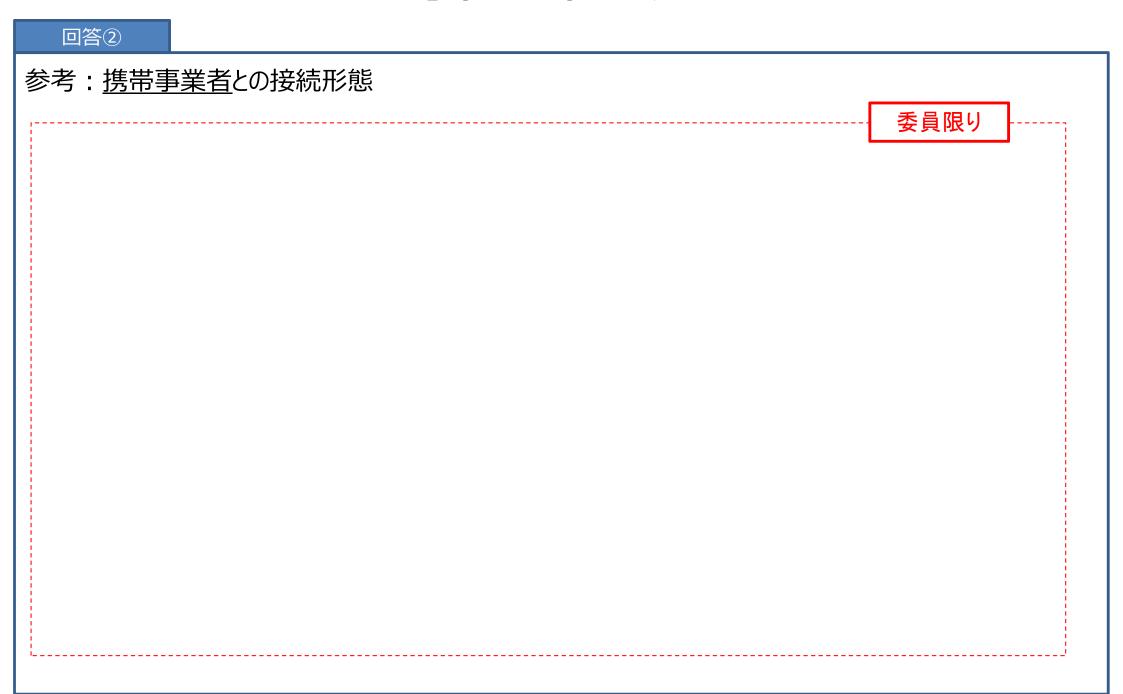
回答②

- ・アプリ等による代替やSNSによる新たなコミュニケ―ション形態の創出等により縮小が進んでいる音声サービスを維持するために、双方向接続においては、適正な原価(資本コスト含む)に基づき算定された単金をお互いに適用し合うことで、業界全体で音声サービスの提供に要するコストを最小化していくことが必要であり、そのためには過度な利潤の上乗せなどが生じないようにしていくべきと考えます。
- ・現状、固定電話接続料(ひかり電話)においては、多くの固定事業者(17社中15社)は当社のひかり電話接続料と同額の単金を設定しています。しかしながら、一部の固定事業者は、当社のひかり電話接続料を大きく上回る水準の単金を設定しており、かつ、当社のひかり電話接続料が年々低廉化していく一方で当該事業者の単金はほぼ変動しておらず、年々格差は拡大しており、その解消に向けた対応が必要と考えます。
- ・また、携帯電話接続料については、大手3社間の単金格差が約2倍(中継接続料含む)に達しています。当社自身、携帯電話接続料が届出料金となっていること等を踏まえ、これまで課題提起を実施してこなかったところですが、この3社は同内容・同水準の通話サービスを提供していることからすれば、約2倍もの単金の格差が生じていることは課題であり、その解消に向けた対応が必要と考えます。



参考: 当社と固定事業者間の接続料の比較(2018年度実績) 委員限り 参考:携帯事業者間の接続料の比較(2018年度実績) 委員限り





質問②【事業者間協議と接続料】

② – 2 接続料格差については事業者間協議で解消可能か。また、その交渉コストについてどのように考えるか伺いたい。

回答②

- ・当社との間で接続料の格差のある一部の固定事業者との間では、10年以上協議を継続し、具体的な設備構成や算定根拠等の単金の妥当性を確認できる情報の提示を求めてきましたが、応じていただけておらず、その間、当社ひかり電話網の単金の低廉化により、単金格差が拡大し、当社の支払い超過が続いています。
- ・また、一部の携帯電話事業者との間でも、当該事業者の接続料水準が他の携帯電話事業者の水準に比して高額であったため、 数年にわたり、事業者間格差の妥当性を確認できる情報の提示を求めていましたが、応じていただけておらず、当該事業者の提 示する単金での接続料の支払いが続くこととなりました。
- ・このように、固定 固定間および固定 携帯間では接続料の格差を事業者間協議のみで解消することに苦慮している一方、その対応にあたっては多くの稼働を要しているところです。

質問②【事業者間協議と接続料】

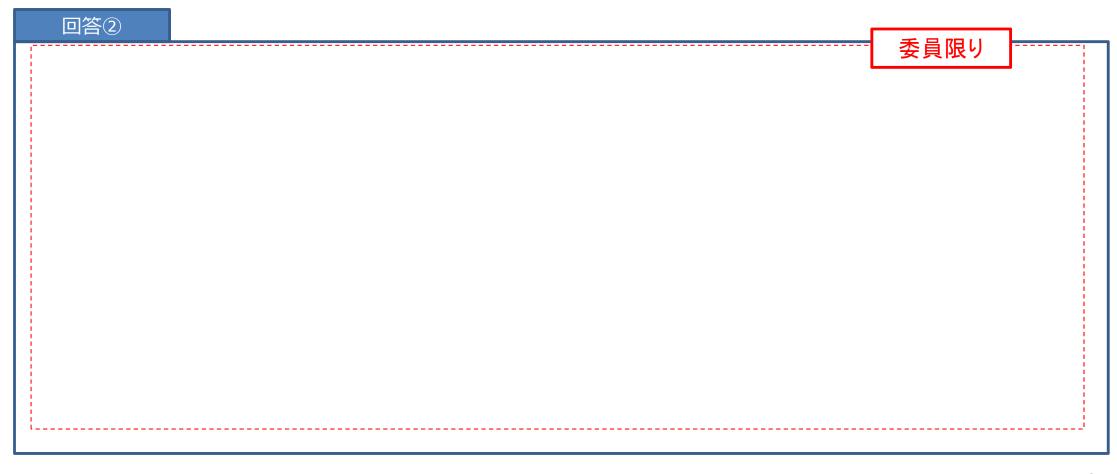
• ② - 3 事業者間協議が調わなかった、あるいは調っていない事例があるか。あればその概要について伺いたい。※委員限り

回答②

委員限り

質問②【事業者間協議と接続料】

• ② – 3 事業者間協議が調わなかった、あるいは調っていない事例があるか。あればその概要について伺いたい。※委員限り



質問③【設備効率化と接続料】

• ③ - 1 事業者間競争あるいはサービス維持のため、現在、どのような設備効率化を図っているか伺いたい。

回答③

- 当社は、設備の集約や保守部材確保による機器の延命、拠点集約、オペレーションの効率化等によるコスト削減に継続的に取り組んでいます。
- 現に、PSTNにおける保守費は2007年度から2018年度にかけて総額で▲62%の削減(2,088億円⇒794億円)を実現しています。
- なお、サービスの安定的な提供に必要なコストまで削減した場合、予防保全の取り組みの不足により保守品質が低下し、激甚災害が 生じた際にサービスの提供に支障をきたす事態を招くため、更なるコスト削減は非常に厳しいものと考えます。

質問③【設備効率化と接続料】

• ③ – 2 自網の効率化によって接続料収入が減る恐れがあること、他方で自網の効率化によらず接続料支出が発生することについて どのように考えるか伺いたい。

回答③

- ・適正な原価(資本コスト含む)に基づき算定された着信接続料をお互いに適用しあった結果、接続料収入の減少が生じるのは接続料取引の本来あるべき姿であると考えます。
- ・むしろ、過度な利潤の上乗せ等により着信接続料の高止まりすることでサービスの維持や現在の料金でお客様にご利用いただくことが 困難になることが問題であると考えます。
- ・アプリ等による代替やSNSによる新たなコミュニケ―ション形態の創出等により縮小が進んでいる音声サービスを維持するために、双方向接続においては、適正な原価(資本コスト含む)に基づき算定された着信接続料をお互いに適用し合うことで、業界全体で音声サービスの提供に要するコストを最小化していくことが必要あり、そのためには過度な利潤の上乗せが生じないようにしていくべきと考えます。
- ・その際、音声接続料については原則非規制が望ましいものの、着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因し、過度な利潤の上乗せ、非効率の放置等により着信接続料の高止まりが続くことにより、サービス維持や利用者利便の確保が困難になるおそれがあることから、着信接続料について全事業者を対象とした一定のルールが必要と考えます。

質問③【設備効率化と接続料】

③ - 3 音声系へのコスト配賦に関して、トラヒックに連動しない主な設備コスト及びその配賦基準例をお示しいただきたい。また、接続のために追加的に必要となる主な設備コストをお示しいただきたい。(固定・携帯別)

回答③

- 接続会計においては、第一種指定電気通信設備会計規則に基づく処理手順に則り、当該年度の電気通信事業会計決算データを基とし、各設備の区分へ直課または可能な限り因果性を考慮した基準に従い帰属させることにより、設備区分ごとに費用・資産を整理しています。
- 一方、共通費・管理費等のように、費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについては、支出額比、固定資産額比等を用いて、設備区分ごとに費用を帰属させております。
- 現在、音声通話に係る設備は、トランクポート等の接続事業者が専有する設備以外は、通話を実現するために必要なものであり、 相互接続のみのために追加的に必要となる設備は、基本的にありません。
- IP網への移行期・移行後におけるコスト配賦についても、上記の接続会計の考え方に則り対処していく考えです。